

議案第 78 号

桐生市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

桐生市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

桐生市奨学資金貸与条例(昭和32年桐生市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「奨学生」を「貸与」に改め、同条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同条第1号中「のうち桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めたもの」を削る。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	金額(年額)	
大学	552,000円	
短期大学	408,000円	
高等専門学校	240,000円	
高等学校	120,000円	
専修学校	高等課程	120,000円
	専門課程	408,000円

第3条第2項中「のうち教育委員会が特に認めたもの」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「者は」の次に「、連帯保証人(以下「保証人」という。)2人をたて」を、「書類を」の次に「添えて」を加え、「提出」を「申請」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 所得証明書

(7) 完納証明書

第5条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する保証人は、1人を申請者の保護者とし、他の1人は、本市において独立の生計を営むものでなければならない。ただし、本市に住所を有しない者であっても教育委員会が保証能力があると認めたときは、保証人とすることができる。

第6条の見出しを「(貸与の決定)」に改め、同条中「の意見を聴き採否」を「を招集し、委員の意見を聴いたうえ貸与」に、「本人」を「その旨を本人」に改める。

第7条の見出しを「(誓約書の提出)」に改める。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、奨学資金の交付初年度については、第1期交付時に年額を一括交付するものとする。

第9条を次のように改める。

奨学生は、特別の事情が生じたときは、貸与の決定を受けた奨学資金の額からの増額(第3条の表の左欄に掲げる区分に応じた同表右欄に定める金額を上限とする。)若しくは減額又は奨学資金の貸与の辞退を申し出ることができる。

第 10 条第 2 号中「本人」を「奨学生」に改め、「、世帯主(後見人を含む。)」を削り、「連帯保証人」を「保証人」に改める。

第 12 条第 3 項中「、第 5 号」を「、同項第 5 号」に改める。

第 13 条中「、停止」を削る。

第 14 条第 1 項本文中「期間」の次に「(以下「返還期間」という。)」を加える。

第 16 条の見出し中「免除」を「返還免除」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に、「減免」を「免除」に改める。

第 17 条中「別に」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

第 17 条 市長は、奨学生であった者が奨学資金の返還期間内の各年度(以下「返還年度」という。)において次の各号のいずれにも該当するときは、当該返還年度に返還すべき奨学資金の返還未済額の全部を免除することができる。

- (1) 奨学生であった者が、返還期間開始月の初日から当該免除を受けようとする返還年度の末日まで住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、返還期間開始月に限り、奨学生であった者が同月中に本市に転入したときは、その者を同月の初日に本市の住民基本台帳に記録されている者とみなす。
- (2) 奨学資金の返還未済額の免除の申請をする日において就業していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の返還未済額の免除を行わない。
  - (1) 当該返還年度の前年度までに返還すべき奨学資金の返還未済額がある場合に、その返還を怠っているとき。
  - (2) 当該返還年度の前年度までに市税を滞納しているとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、奨学資金の返還未済額の免除を行うことが不相当であると認めるとき。
- 3 第 1 項に規定する返還免除を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、当該返還年度ごとに、市長に申請しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に改正前の桐生市奨学資金貸与条例の規定により奨学資金の貸与を受けている者に係る奨学資金の額については、改正後の桐生市奨学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 17 条の規定は、施行日以後に新たに奨学資金の貸与の決定を受けた者について適用する。

## 議 案 説 明

### 議案第 78 号 桐生市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

定住促進を図り人口減少対策に繋げることを目的に、奨学資金の返還免除制度を創設するとともに、奨学資金の貸与初年度の一括支給の規定を追加するため所要の改正を行うものです。また、大学等の授業料の現状を踏まえ、奨学資金の貸付額を大学等授業料の標準額に増額しようとするものです。